

明治初期の正倉院文書の整理

西 洋 子

序

正倉院文書研究において、新たな研究動向が生まれつつあるといわれる昨今であるが、それに呼応するように、現在、国立歴史民俗博物館では、正倉院文書のコロタイプ複製製作と紙継目の透過光写真撮影が続けられ、東京大学史料編纂所では、『正倉院文書目録』、宮内庁正倉院事務所では、『正倉院古文書影印集成』の刊行が続けられている^①。奈良帝室博物館印刷の『正倉院古文書目録』と宮内庁書陵部撮影、頒布のマイクロフィルムや紙焼写真をもとに研究を続けていたことを考えると隔世の感がある。

周知のように、正倉院文書は奈良時代の写経所関係の文書が一括して正倉院に伝わったものである。これら事務用文書には反故文書の裏を再利用することが多かったため、いわゆる紙背文書(第一次文書)として、律令時代の公文書が多く残される結果となった。この第一次文書は奈良時代に再利用される際に、原形を失い、写経所関係文書(第二次文書)の方も、天保年間と明治に入ってから、第一次文書に着目した整理、成巻がなされたため、原形を失ってしまった。

天保年間以降の正倉院文書の整理には、従来次の三つの画期が考えられてきた。

- 一、天保年間の穂井田忠友による整理
- 二、明治初期の浅草文庫での整理
- 三、明治二十五(一八九二)年からの宮内省正倉院御物整理掛による整理

そして、正倉院文書の研究には、

- 一、天保年間以降の写本の作製
- 二、明治初期の写本の作製
- 三、明治二十五年以降の宮内省による写本の作製
- 四、明治三十四(一九〇一)年からの東京帝国大学文科大学史料編纂掛による『大日本古文書』の刊行
- 五、昭和四(一九二九)年の奈良帝室博物館正倉院掛による『正倉院古文書目録』の印刷

- 六、昭和二十九(一九五四)年からの宮内庁書陵部によるマイクロフィルムや紙焼写真の作製
- 七、昭和五十六(一九八一)年からの国立歴史民俗博物館、史料編纂所、正倉院事務所による前述の三事業

等が、各々の時期に大きな役割を果たしてきた。このようにして、現在、文書の原本には直接触れえないものの、相当程度まで正倉院文書の現況に迫りうるようになってきている。

一方、正倉院文書の研究には、整理前の正倉院文書の原形復原も課題の一つとなっている。皆川完一氏は、整理と接続に関する方法は、大きく分けて内容からするものと原物からするものの二つに分けられるが、他に第三の方法として写本からするものがあるとされた。写本は、天保以降、正倉院文書の整理、成巻の際に作製され、世に流布したが、これらの写本に整理前の文書の有様が写されている場合があるのである。最近また写本の重要性が指摘されているが、写本については、皆川氏に詳しい論考「正倉院文書の整理とその写本―穂井田忠友と正集―」があるのみである。氏の論考は副題にあるように、天保期の穂井田忠友による整理に主眼が置かれたものであるが、正集に関連する明治初期の写本についてもかなり詳しく考察されている。⁽⁴⁾

今回は、この皆川氏の成果に基づきながら、それに続ける形で、整理に関係した人々が残した記録も少なく、管見しえた公文書、写本、目録類も少ないので限界はあるが、明治初期の写本から、浅草文庫での整理の進捗状況を考察し、史料編纂所所蔵の『正倉院文書』十冊本の検討を試み、最後に目録類から、その後の整理状況を概観してみたい。

一 浅草文庫での正倉院文書の整理

1 明治五年の調査

正倉院文書はまず明治五(一八七二)年に、明治になって初めて調査される。⁽⁵⁾明治五年、博物館建設運動と翌六年のウィーン博覧会への出品準備のため、文部大丞町田久成、外務大録兼文部省博物局御用蜷川式胤らによって、全国の社寺宝物調査が行われ、この一環として東大寺の調査も行われ、正倉院宝庫は、八月十二日から二十三日まで開封された。実に天保七(一八三六)年開封以来、三十六年ぶりの開封であった。

この開封調査については、蜷川の日記『奈良の筋道』⁽⁶⁾に詳しい。町

田、蜷川に加えて、勅使宮内少丞世古延世、文部省六等出仕内田正雄、宮内中録岸光景らが参加、写真師横山松三郎、油画師高橋由一、笠倉鉄之助、柏木政矩(貨一郎)も同行し、調査、目録作製、写真撮影、模写を行った。器物の写は町田・内田・蜷川、文書の写は柏木、目録作製は世古が担当した。この他に日記には、富田、秦、平松、古川らの名も見える。奈良県からも県知事四條隆平以下がこれに立ち会い、県の掛員稲生真履、大橋長意らも調査に関係したと思われる。⁽⁷⁾

蜷川の日記の中の目録によると、文書は、

南倉 黒塗文庫 古篋入

臣印 中六十 古文書入ル

方印 中六十四 古文書

金印 中七十四 古文書

中倉 列印 中九十三 古文書破壊一把

という状態であった。天保年間に穂井田忠友によって成巻された文書についての記載はない。それを納めた唐櫃の蓋裏に貼付してある一紙の末尾に、「件古書四拾五軸、為曝涼自由、可被納社頭宝庫之旨、别当宮依仰誌焉」とあるように、この時も八幡社頭の宝庫に置かれていたのであろうか。

五年の開封に際して宝器については精密な模写が残っているが、文書についてはどの程度の調査、謄写が行われたかは不明である。東南院の調査も行われ、調査後、東南院文書は正倉院宝庫に納められたという。⁽⁸⁾この時の山城、大和の社寺調査についての目録は、七年に進達された。⁽⁹⁾

2 明治八年の宝庫での調査

次に正倉院文書が調査されるのは、明治八(一八七五)年である。明治八年三月一日から五月二十日まで東大寺大仏殿内及び廻廊で開催される奈良博覧会に、正倉院宝庫の宝器の陳列願が奈良県参事岡部綱紀から

上申される。これが町田の答申を待つて許可されたため、宝庫は再び開封される。勅使は宮内大丞香川敬三、博覧会事務局からは蜷川、菅齋園、柏木らが赴き、宝器の出納、模写を行った。

蜷川(10)の日記を見ると、明治七年九月に蜷川は奈良権令藤井千尋と面談し、博覧会開催を勧め、上申は十一月と助言しているから、宝庫の開封、宝器の出品を願う県の上申には、町田や蜷川の意向が強く働いていたと思われる。

奈良県も出納、展示、調査に、開封当初から、稻生や大橋らが関係していたと思われるが、博覧会も終了近くになって、県では史誌編輯のため、主任官員の博覧会場での正倉院宝庫中の古文書謄写の願いを修史局に上申する。修史局は宮内省に申し出、宮内省は修史局に謄写の許可を与えるとともに、五月三十一日、博物館にもその旨を申し入れ、六月五日、博物館は宮内省へ承知の旨の回答を送っている。

この時期、中央では、三月三十日、博覧会事務局を博物館と改称し、太政官正院から移して内務省の所屬とした。正倉院等の勅封宝物は、三月十日内務省の所轄となり、この内、器物は、四月二十七日博物館の所管となった。一方同じ正院で修史事業を担当していた歴史課が、四月十日修史局と改組された。

許可を得て、奈良県では古文書謄写に当たったと思われるが、次の修史局伺を見ると、

修史局伺内史本課 歴査

奈良県下東大寺正倉院宝庫御物中、天平年間ノ大税帳戸籍帳、其他古文書類許多有之史料、必用ト被存候ニ付、先般奈良県ヨリ謄写ノ儀申出候間、宮内省へ照会ノ上、該県委員博覧場へ出頭謄写可致旨及回答候処、本月十九日限博覧閉場ニ付、卒業ニ差支候段申出候間、宝庫閉封迄ノ間、可成丈勉勵可致、自然卒業ニ至リ兼候へ、

書籍目録ノミニテモ可作置旨、及再答候之末、熟考仕候処、右古文書類史料必需ニ候へ、一応宮中へ御取寄相成、暫時本局へ借覧致度段、宮内省へ及照会候処、別ニ御差支モ無之由、幸這般為宝庫開封、山岡宮内大丞派出ノ趣ニ候間、御取寄相成候様、至急御指揮有之度、依テ宮内省へ御達按取調、此段奉伺候也。六月十五日
局課

〔太政類典〕二編四十三卷

十九日の閉場まで時間がないと県から再上申がなされ、修史局はできるだけの努力と、書籍目録だけは完成させるように指示している。この時の成果が、奥書に、「明治八年六月博覧会之為ニ正倉院開封中 平松晋海録之」とある内閣文庫所蔵の『正倉院古文書目録』第一冊の原本となつた成巻文書等の目録である。更に、必需の史料なので、宮中に取り寄せ、本局で借覧したいという修史局の申し出を、宮内省では簡単に認めている。県を越えての中央取寄となるのであるが、或いは修史局は正倉院文書の中央取寄のために県へ上申を働きかけたとも思われる。いづれにしても、当時の関係者が、正倉院文書の史料としての活用を強く望んでいた様子が見てとれる。

六月十七日太政官は宮内省へ、「為勅封発遣ノ官員ニテ取調携帰可致、此旨相達候事」と、正倉院文書の東京取寄を指示した。六月十九日、宮内大丞山岡鉄太郎が海路奈良へ出発、正倉院を閉封し、古文書類を東京に携え帰ってきている。

3 浅草文庫での調査

東京取寄になつた古文書については、七月二十二日の内務省の上申按伺によると、「当時宮内省中土蔵ニ収メ有之、追々纂写ニモ可相成旨ニ御座候処」と、当初、宮内省は、省中の土蔵に古文書類を保管し、纂写にとりかかる積りであつたらしいが、内務省では、太政官に、七月三十日、今般奈良県下博覧会ニ付、東大寺宝庫勅封被開候ニ付、右宝庫中天

平年問ノ古文書類修史参考ノ為メ、一応御取寄相成、勅封発遣ノ官員ニテ携帰候様、宮内省へ御達有之、則彼地出張山岡宮内大丞持帰候趣、右ハ専ラ考古ニ徴スル物ノミニ有之、永世不朽ノ保護肝要ノ品ニ候処、従前ノ取扱匱陋ナル処ヨリ、既ニ損害相成候モ不少趣、畢竟取扱方ノ心得無之ヨリ、前段ノ次第ニモ立至リ候儀ニテ、痛歎ノ至ニ不堪、右ハ既ニ過去ノ事故イタシ方無之候へ共、向後博物館於テ取扱候ハ、如此不都合ハ有之間敷ニ付、同館へ請取、浅草文庫ハ新築ノ場所ニテ運搬ノ手順等モ宜、且非常ノ節モ嚴重ニ保護出来候間、右庫中へ収メ置、修史課打合ノ上、同所御用ニモ相供候方可然ト相考候ニ付、右古文書類ハ博物館へ引渡候様、宮内省へ御達相成度、同省へモ協議ノ上、此段上陳仕候也

〔太政類典〕二編四十三卷)

と、古文書類を博物館に引き渡すよう上申した。その理由として、永世不朽の保護が肝要な品なのに、宮内省でその筋の心得なき者が取り扱ったため、少なからず損害が出ている。博物館で扱えばそのような不都合はないし、浅草文庫は新築で、運搬にも便利、保護も嚴重であるということを手挙げている。その上で修史局と打ち合わせ、その御用に供したいというのである。

この上申を受けて、太政官内史本課では、八月三日、「右ハ永世保護ノ為メ、向後博物館ニ於テ取扱度申立ノ趣、允当ニ相聞候間、御聞届ニ相成可然」として、上申を聞き届けることにした。内務省から指摘された「損害相成候モ不少趣」が実際にあり、正倉院宝物は内務省所轄であり、新築の浅草文庫が保管に万全の所と考えられたので、当初の宮内省や修史局の意向とは違った、内務省の要求が通ったのであろう。八月二十五日、太政官は宮内省へ、

今般御取寄相成候東大寺宝庫中古文書類、都テ内務省へ引渡、此旨

相達候事

〔太政類典〕二編四十三卷)

と、達し、文書は、浅草文庫に引き渡されることになるのである。

浅草文庫は、湯島聖堂旧大学講堂にあった書籍館が、明治七(一八七四)年七月に浅草八幡堀米蔵に移転、八月浅草文庫と改称されたもので、八年三月三十日内務省博物館所屬となった。書籍借覧所兼事務所一棟、書庫二棟は五月十二日竣工したばかりであった。¹²⁾

正倉院文書の浅草文庫保管が決定した後、宮内大丞と第六局長町田の間で、引き渡しの手順の打合せが行われ、九月十三日、文書類は目録を添えて、文庫に引き渡された。その引渡書の追而書に、

追而東大寺東南院中古文書共参考ニ供候分モ可有之ト存携帰致候ニ付、是又目録相添及御引渡候也

〔博物館庶務類纂〕

とあって、宮内省は、指示にはなかった東南院文書も持ち帰り、浅草文庫に引き渡した。『東大寺献物帳』や出納目録も文庫で写されているから、宝庫内の書類の殆どがこの時東京取寄となったと思われる。¹³⁾

九月二十四日、内務卿は警視庁へ、正倉院文書の保管につき、浅草文庫の非常近火の際の特別協力方を依頼している。九月三十日には、「今般宮内省が受取候正倉院古文書模写候上、浅草文庫へ御備相成候ニ付」として、謄写のための御雇一名内海帆平と「奈良県下ヲ持帰候古器類模写本裏打掛御雇」を雇っている。

皆川氏は、『内務省博物館正倉院録』によると、その後、文書類は虫払風入が行われ、十二月初めには副本謄写にとりかかる段取であったといわれる。浅草文庫は、書籍借覧規則を定め、十一月十七日一般に公開されるので、それが一段落してから、作業にとりかかるといふことのであったのであろうか。

文書類は、文庫のどこに収められたかは不明であるが、当時の図面を

見ると、書籍借覧所兼事務所は東西十間、南北八間で、借覧席は二階にあり、北に板敷の私見借覧席、南に東寄りに四間二間の疊敷の書籍風入場、その奥に二間四方の疊敷二室、西寄りに三間四間と二間半四間の板敷の御用借覧席があったことがわかる。⁽¹⁴⁾虫払風入にはこの書籍風入場が使われたのであろうか。後の整理の際には、小杉楳郎らが容易に謄写をしているところをみると、一定期間文書類は、種別わけされた状態で作業室に置かれていたかのようであり、当時は少ないとはいえ、公私の借覧人の出入りもあり、文庫蔵本や器物の風入、整理、謄写などの作業もあつたはずであるから、先のうちの一室を正倉院文書専用の作業室にあてていたと思われる。

博物館が副本謄写にかかろうとしていた十二月初め、教部省から、

東大寺正倉院文書類、先般宮内省取寄ニ相成候節、於当省入用之儀モ可有之儀ニ付、一応及検閲度旨、同省へ及照会候処、右者御館へ悉皆引渡候手都合ニ有之間、追テ御館へ申入可然段回答有之、就テハ当節御館へ文書類為検閲、掛リ官員一両名差出度存候、依テ此段及御掛合候也

明治八年十二月八日

教部省

〔浅草文庫記録〕⁽¹⁵⁾

博物館 御中

という申し出がなされた。⁽¹⁶⁾教部省は社寺関係を扱う役所であつたので、東大寺関係の史料ということで検閲を申し出たものであろう。内務省側は、文書類は、修史参考の為に取り寄せられたものであり、浅草文庫に引き取る際に、「修史課打合ノ上同所御用ニモ相供候」と明言していたので、まず修史局に、「副本謄写ニ付一覽致度候ハ、日限申越候様」と掛け合が、修史局は九日付で、「即今御用繁劇ニ付来年一月ニ相成候ハ、日限申送候間」と回答、十日、町田は教部大少丞に、「尚又当館へ御掛合候趣及承知候、然ル処元來為修史参考被取寄候事ニ付、時今同局

の一覽可有之都合ニ候間、右相濟候上御通知可申候」と答えている。

小杉の写本の奥付は、「八年十二月」と書かれたものが多いから、先の回答にも拘らず、打合せの結果、十二月検閲が可能になったようである。小杉の『統修東大寺正倉院文書』の跋文や「寧楽の宝庫」によると、教部省からは権大録大沢清臣、中録小杉、栗田寛が派遣され、博物館属の柏木らと作業を開始したことがわかる。作業は、①小杉の跋文に「使甄別類従以続成卷文書之後」とあるように、正倉院文書の種別わけをして成卷文書の続編を作ること

②修史局への問合せに、「副本謄写」とあり、田山実が、後述する「正倉院文書の種類」に、「是特別に全文書の副本を為るの計画ありたれども」といっているように、全文書の副本を作ること

の二つであつた。またこれらの作業中、小杉や後に作業に参加した大橋長意は、私に正倉院文書を縦覧、謄写したのである。

九年十月、小杉の跋文によると、成卷文書の続きを作る作業は一段落したようであるが、副本作製は、田山によると「其功を竣るに及ばず」であつた。皆川氏によると、九年十二月になると、博物館は教部省に重複謄写をしないよう申し入れているということであるから、その後も作業は続けられていたと思われる。十年一月には、教部省は廃止され、その事務は内務省に新設された社寺局に引き継がれ、後、大沢や小杉は社寺局勤務となる。この月修史局は太政官直属の修史館に改組される。小杉の跋文によると、小杉は十年夏まで文書の写に当たつたようである。なお小杉は十二年修史館に移り、大橋は十三年宮内省へ移る。十四年四月、博物館及び所属博物館は農商務省所管となり、正倉院宝庫の宝器類は同省の、図書類は内務省の所管となる。一月に上野に博物館が竣工したため、浅草文庫も五月、移転のため閉鎖、十五年五月には、すべての書籍は博物館に引き移されたという。

正倉院文書は、内閣文庫所蔵の『正倉院古文書目録』の奥書によると、十五年十一月に庫内の棚架の工事が終わった正倉院宝庫に還納された。小杉の「寧楽の宝庫」や松本包夫の「正倉院年表」⁽¹⁷⁾によると、十二年の大蔵大書記官の請による宝庫開封の際に、文書類が宝庫にあったかのようにあるが、その裏付けとなるものが確認できないから、十五年まで文書類は浅草文庫ないしは図書局に留められていたと考えたい。

なお、この時期に塵芥文書の整理、成巻もなされている。東京大学史料編纂所所蔵の『正倉院塵芥文書』三冊の巻頭にある、明治十五年三月付の従六位岡谷繁実の序文に、

(上略) 其中有称塵芥文書者、盖以蠹蝕壞裂得名也、(中略) 還幸之後繁実携以帰、内務卿乃命属官吉村春峯董裝潢之事、其製用樹膠、而不用糊黏、以防蠹害也、裝潢成分為三十九卷、(中略) 以還之於正倉院、

とある。明治十年二月、天皇の奈良行幸の際、正倉院宝庫を開封、後、内務少書記官岡谷繁実が、塵芥文書を東京に持ち帰り、図書局の吉村春峯に裝潢を加えさせ、十五年三月に宝庫に還納したというものである。明治以後の正倉院文書の整理で、ある程度の経緯がわかるのはこの塵芥文書だけである。⁽¹⁸⁾ 松本の年表に、整理は十四年に行われたとあり、田山は、前述の解説で、

正倉院塵芥文書は、腐蝕敗残最も甚だしかりしを、明治十年、内務省、奏請して修治裝潢を施し、三十九卷に別てり。

とする。吉村春峯の名が図書局に見えるのは、十四年までである。十年から、苦心して文書を開き、それを終えて整理、裝潢をなし、十四年に三十九巻を成巻したと思われる。岡谷が自身で序を書いているから、岡谷が一貫してこの作業の責任者であったと思われる。

二 明治初期の写本

『大日本古文書』は周知のように東京帝国大学文科史料編纂掛の手で、明治三十四(一九〇一)年七月から三十七年二月まで六巻刊行された。『大日本史料』、『大日本古文書』の刊行計画が許可されたのは、明治三十三年四月であるから、三成重敬がいうように、

「大日本古文書一」は殆んど編纂準備の余裕を与へられずに、急いで出版せねばならぬ事情下に於て著手せられた。即ち編纂者の手近にあった台本は、大学本と称してゐた「東大寺古文書」九冊と、修史局本或は大橋本と呼んでゐた「正倉院古文書」十冊とが、その主なるものであった。⁽¹⁹⁾

という状況下の刊行であり、第一巻の「正倉院文書解題」にも、その間の事情が、

我が大学ノ図書館本ハ、(中略) 今コノ大日本古文書ハ、主トシテ之ニ拠レリ、(中略) 諸本トモニ、其分量ニ多少ノ差アリ、謄写ニ精鈍ノ別アリト雖ドモ、孰レモ借覽シテ、校讐ノ用ニ供シ、或ハ之ニ拠リタルモアリ、

昨年十月、正倉院御物ノ曝涼ニ際シ、特ニ文書ノ拝観ヲ許サル、是ニ於テ、原本ニ就キテ、本学図書館本ヲ校正シ、併セテ新タニ、以上ノ諸本ニ漏レタルモノヲ写シ、ガ、未ダ全ク其功ヲ竣ヘザルニ、既ニ御閉封ノ期トナレリ、(下略)

と記されており、原本との対校が未了のまま印刷に至ったため、原本未⁽²⁰⁾分明なものは、原本の種別名のかわりに拠る所の写本名を記したとい

解題に見られる諸写本は、穂井田忠友本、水戸本、須坂本、大橋長意本、小杉榎邸影写本(小杉本)、同転写本、宮内省本、大学図書館本、

存採叢書本である。原本未分明のまま、『大日本古文書』に収載された写本は、穂井田忠友本、須坂本、小杉本、大橋本(史館本)、宮内省本、大学本である。この中で、小杉本、大橋本からの収載が圧倒的に多い。他に按文中に、模写東大寺古文書、存採叢書本の名が見られる。

第一巻の担当者であった田山実は、同年の「正倉院文書の種類」に、正倉院文書の写本として、正集では、穂井田忠友本、同影写本、鈴鹿本、彰考館本、小杉補写本、続修では、小杉本、存採文書本、全体として、東京帝室博物館蔵弃文書、他に、単行襲蔵のものでは、模写本、大橋本、小杉本、小櫃文書、宮内省本等を挙げている。

これらの中で、続修以降の写本は、小杉転写本、同影写本、大橋本、存採叢書本、東京帝室博物館本、宮内省本、大学本である。次にこれらの内、明治初期に写された写本を、各々概観し、後にその写された時期を推定してみたい。なお、写本については、解題の他に前述の田山実「正倉院文書の種類」(『考古界』一ノ三 一九〇一年)、入田整三「正倉院文書所感」(『茶わん』一一九 一九四〇年)、同「正倉院文書に就て」(『東亜の文化』帝室博物館 一九四四年)に解説があり、新しくは序に述べたように皆川氏に詳しい考察がある。

1 小杉楯邸転写本

皆川氏によると、『東大寺正倉成卷文書』五冊(宮内庁書陵部所蔵)、『続修東大寺正倉文書』二冊(書陵部所蔵)、『小櫃文書』二冊(蜂須賀家旧蔵、現在国文学研究資料館史料館所蔵)の三書を指すといわれる。

解題に、

小杉楯邸ハ、影写転写ノ二本ヲ作リテ之ヲ蔵シ、(中略)我が大学ノ
図書館本ハ、即チ其全体ヲ写シタルナリ、マタ題シテ東大寺古文書

ト云フ、

田山に、

明治八年、浅草文庫に文書を貸与せらるゝに及び、小杉楯邸氏新にその不足を補写し、正集再び完きことを得たり。(中略)小杉氏その調査に従事したるを以て、一本を写して蔵せり、(中略)小櫃文書も、右と同時に同氏の写しゝものにて、二冊に別つ、(中略)小杉氏、正集、続修、小櫃の三種を九冊に分ち、総称して東大寺古文書と名づく、一より五までは正集、六七は続修にして、八九の二冊は即亦本書なり。

とある。『東大寺正倉成卷文書』五冊の内容は、皆川氏の考察に詳しい。

『続修東大寺正倉文書』は、

上、続修東大寺正倉院文書目録／続修東大寺正倉院文書(自第一巻至第五十巻)

下、続修東大寺正倉院文書(自第五十巻)

『小櫃文書』は、

○式号小櫃所収諸国御封文書／肆印小櫃所収文書

○伍号小櫃所収文書

という内容である。三書とも当初は小杉が『東大寺古文書』として一括私蔵していたと思われる。管見しえた『続修東大寺正倉文書』には「杉園印」と「図書寮印」が押され、表紙に「共二／廿一」とある。

『東大寺正倉成卷文書』は、第五冊の奥書に、一一五冊は栗田寛の写本を明治七(一八七四)年教部省で写したとある。第一―四冊の奥書によると、更にそれを、浅草文庫で八年十二月から九年二月にかけて、「奉職ノ御トク」によって原本を見て完備させたのである。その手直しには著しいものがある。

『続修東大寺正倉文書』も明治庚寅(二十三―一八九〇年)六月付の跋文に、

右続修東大寺正倉院文書五十卷余所縮臨、原本在寧楽宝庫、(中略)及明治五六年之交、勅使某、検庫中宝器、有未成卷文書尚数百

紙、某等謂文書之可貴、就与器物宜速彙取呈御覽、乃致之東京淺草文庫、²³博物館所管館長町田久成与教部長官穴戸磯議、伝命教部大録大沢清臣・中録小杉楳郎・博物館属柏木貨一郎、使甄別類従以続成卷文書之後、八年六月起程至翌年十月成、而未上也、余偶獲間、家居月余、就庫中听夕臨模、嗣以三伏告暇、別成若干卷物皆功全畢、(下略)

とあって、九年十月、成卷文書の続きが成った後、偶ま一と月余、暇があつて家にいたので一日中庫中で臨模したという。小杉は十年一月教部省廃止につき解官、三月に内務省御用掛社寺局専務取扱を命ぜられるから、その間のことを指しているのであらうか。そして夏の休暇中にも若干の巻物を写したという。

『小櫃文書』は東南院文書の写で、小杉編纂の『徴古雜抄』一中、一下にあたる。写本中にその転写の経緯を示す文言はないが、田山が浅草文庫での写とし、同じく東南院文書の写である『徴古雜抄』阿波乾に、

以上新島莊券第一次下此ノ奉請文ニ至ル十二紙ハ、明治八年十二月日浅草文庫ニ於テ東大寺正倉院ノ古文書及ヒ古図古器物等縦覧ヲ許サレテ手マサクリシ時、ミナ櫃底ニ得ル所ノモノナリ、直チニ影写シ、其本色ニ遠カラサル者トシテ別ニ藏弃シ、(下略)

とあるから、これは、検閲が許されてすぐの十二月中に写されたことがわかる。「ヒソカニ影摹スルヲ得タル」、「倉黄之ヲ騰写ス」等の文言や『東大寺正倉成卷文書』の奥書から、正倉院文書の原本を初めて手にした小杉が、興奮して慌しく櫃をまさぐり、ひそかに騰写している様子が目に浮かぶようである。三書いづれも浅草文庫での補写、写ということになる。

この三書を、東京大学で借受騰写したのが、史料編纂所所蔵の『東大寺古文書』九冊即ち大学本⁽²⁴⁾である。

しかし、小杉の跋文は、

(上略) 顧当年功力前後百有余日殆忘寝与食縮臨之、与影写雖無精粗、²⁵嫌然髣髴之間、鐘神韻於毫端余微力之所存、覽者其諒焉、と結んでいる。当年即ち明治二十三年、百有余日をかけてこれを縮臨したというのである。とすると、この『続修東大寺正倉文書』は、浅草文庫での転写本の更なる写ということになる。この時期は、二十二年一月の火災で焼失した大学本の一、六、七、九冊について、二十三年四月から八月にかけて、大学で小杉から再借受、騰写している時である。大学に貸与するに当たって、その前に小杉自身、転写本を急いで縮臨したのであらうか。

跋文の最後の文言を、このように解釈できるとすると、書陵部所蔵の『続修東大寺正倉文書』は、浅草文庫時代の転写本そのものではないことになり、当初の転写本は、現在所在不明ということになる。

『続修東大寺正倉文書』が当初のものでないとしても、これと『東大寺正倉成卷文書』と『小櫃文書』の三書は、『大日本古文書』の底本となった大学本の原本であること、成卷文書は、栗田本の転写に補写を加えたもの、続修は現状とは違う整理、成卷の当初の写であるという点で、貴重なものである。

2 小杉本

『東大寺正倉院文書』十六冊、蜂須賀家旧蔵、現在国文学研究資料館史料館所蔵。

解題に、

小杉本ト特書セルモノアルハ、即チ同氏ノ影写本ヲ指セルナリ、田山に、

小杉本正倉院文書は、十六冊あり、小杉氏の影写せるものにて、博物館本と同時の写しなり。

とある。

その内容は箱の蓋裏の貼紙によると、一詔勅・宣命・雜一 二雜二 三雜三 四雜四追加 五移文・解文・啓 六請暇・請雜物 七写経所・画所雜用・作物解文・雜用米錢 八写書所・造東大寺司・写経充紙帳・被服解文・欠失物・啓 九写経所紙筆・造東寺司雜用・請暇文 十写経所・繪仏師・作物所・裝潢工 十一紙筆・綵色画師・襖用 十二戸籍 十三戸籍・計帳 十四戸籍・錢用帳・月借錢 十五阿波国戸籍庄園 十六姓氏となる。

正集、統修等、文書の種別は記されていない。影写された文書の種別と巻数を現状と照合すると、正集六卷、統修十五卷、統修別集十五卷、統修後集六卷、統々修四十五卷、塵芥文書四卷で、他に庫外流失文書、原本所在不明文書がある。また東南院文書も八卷含まれるなど、文書全般に渡り、文書の一部分の巻が写されている。全断簡写されている巻も多い。各冊とも二種以上の文書からなっている。なお当時種別が決まっていなかった統々修分の写が多い。『大日本古文書』刊行に当たって、小杉本からの収載が多いのはそのためである。

小杉本には、影写の経緯を示す文言はないが、第三冊(雜三)には、塵芥文書が四卷含まれている。塵芥文書は明治十(一八七七)年から十四年にかけて整理、裝潢されているから、小杉が写しえたのはこの時期ということになるのであろうか。

第四冊(雜四)は、後集二十六と統々修の写であるが、一紙毎に欄外に枠印が押されている。これには中に何の記載もないが、これと同じ枠印が、後述の東博二十冊本にも一紙毎に押され、中に「四十五卷内一ノ二」の如き記載がある。皆川氏によると、国立国会図書館所蔵の小杉旧蔵の『雜物出入帳』等にも影写の一紙毎に「天延出入帳一」等と書かれた同じ枠印があるという。これらはいずれも、大体同じ時期の写の可能

性がある。

第十五冊(係阿波国戸籍庄園)は、『徴古雜抄』阿波乾の新島莊券以下の十二紙と収載内容がほぼ同じである。⁽²⁷⁾阿波乾の方の影写の経緯は、一節にある如くであるから、十五冊は明治八年十二月の写ということになる。十六冊中東南院文書が写されているのはこの冊のみである。

第十六冊(係姓氏)は、統修二十八と別集四十七のみで、二巻とも全断簡写されている。この二巻は、東博二十冊本では、「別末二ノ一」として、種別、巻数がまだ未定となっている。十六冊にも一緒に写されている所をみると、この二巻が、統修、別集に種別わけされる前、即ち東博二十冊本と同じ時期の写の可能性がある。

第一、三、十、十二—十四冊に、庫外流失文書、原本所在不明文書が、各々、統修、統々修に接続する形で写されている。これは後述の内閣文庫本にも見られるが、庫外流失文書が切り離される前の段階の写であるから、浅草文庫での整理の早い時期に写されたと考えられる。

皆川氏は、小杉本は文書の内容によって影写本を新たに編纂したものとされるが、一時期にまとめて影写したものではなく、数年にわたって影写したものを、十六冊に編纂、集大成したものと考えられる。⁽²⁸⁾

皆川氏によると、この影写は東博二十冊本と同じく立派な影写で十分信頼が置けるものという。現状では見られない影写当時の文書の状態が知り得、とくに今日、原本の所在がわからなくなっているものが写されている点、利用価値が高いものである。

3 東博二十冊本

『東大寺文書』二十冊、東京国立博物館所蔵。
解題には引用されていない。入田に、

東京帝室博物館本 これは明治九年浅草文庫にて整理してゐた折、別に全部の影写の副本をとるの計画がありました、故あってそれ

表 1 四写本所収の正倉院文書（現状の種別、巻数に従う）

	小 杉 本	内 閣 文 庫 本	東博二十冊本	大 橋 本
正集	11, 12, 22, 25, 37, 40,	3, 4, 6, 9, 10, 13, 15, 20, 31, 32, 36, 38, 44,	全巻	全巻
続修	1~7, 8表裏, 15裏, 24, 28, 41, 47~49,	2~13, 21, 23,	1~14, 15裏, 16~34, 40~50,	15裏, 16, 18~31, 39, 41~50,
別集	16, 17, 19, 20, 24, 25, 30, 32, 33, 35, 36, 41, 43, 47, 48,		1~10, 12裏, 15, 47,	1~7, 9, 10, 12表裏, 13, 15, 16, 24, 30, 35, 36, 41, 47, 48,
後集	2, 6, 11裏, 14, 16, 26,		17, 20, 33,	1, 9, 20, 33,
統々修	3/4表裏・9, 4/10・20, 5/12, 8/9, 9/6, 10/7裏・8, 14/5, 15/4・8, 17/3, 18/3表裏, 24/1, 28/13, 37/2・4・5・8裏・9, 38/2・8裏・9裏, 39/2裏・4裏, 40/1裏・2裏・3表裏・4裏, 41/3・4裏, 42/1・4, 43/9裏・22, 44/3裏・10表裏, 45/2表裏・5・6裏, 46/2・4・6,			3/7, 4/8・10・14・21表裏, 5/3・6・11・12, 8/1・20, 10/19, 11/5, 15/10, 18/1・3, 34/9, 38/6, 43/3・13・14・21, 45/1・3, 46/1,
塵芥	10裏, 21裏, 30裏, 35裏,			
	庫外流失文書, 原本所在不明文書,	庫外流失文書, 原本所在不明文書,		
	東南院文書	東南院文書	東南院文書	御物, 東南院文書

が中止されたので完成しなかったのでありますが、その時に出来たものは、今東京帝室博物館所蔵の東大寺文書で古筆了悦の写したものでありまして、その通数は一千六百四十二通であります。これは帝室博物館学芸委員であった故重田定一氏、京都帝大教授であった故三浦周行博士及び黒板勝美博士などの手によって整理されたのであります。

とある。田山にも解説があるが、東博二十冊本は入田の説明に尽される。⁽²⁹⁾重田らは未完の影写を台紙に貼り付け、大判横綴の二十冊本に仕立てたのであるが、皆川氏によると、年代順にしようとして中途半端に終わったため、利用に甚だ不便になってしまったという。確かに当初の影写本の仕立てを知る手がかりが失われたのは残念である。現在史料編纂所に、東南院文書が大部分欠けているが、東博二十冊本の写真がある。それから判断すると、重田らは、第一冊詔勅から始まって、符、正税帳、啓、解、牒、移、状、戸籍、計帳等、文書の内容によって、二十冊に分けたようである。

現状の正集、続修、続修別集、続修後集、東南院文書が写され、続々修は写されていない。写されている巻数は、皆川氏に従うと、「正集全部、続修三十五―三十九欠、続修後集十七、二十、二十三のみ、⁽³⁰⁾続修別集一―十、十二、十五、四十七のみ、東南院文書三帙八・二十五・三十一・三十八欠」という。

この時期の写本で唯一種別、巻数、断簡順の表示がある。一紙毎に枠印があり、中に正集分には「四五巻内一ノ二」、続修分には「続修文一ノ一」、別集分には「別集一ノ一」、他に「未定分ノ一」、「別未二ノ一」、東南院文書分には「二箱諸封ノ十七」等の書込がある。この枠印が前述したように小杉本の雑四や国立国会図書館所蔵の小杉旧蔵の影写本『雑物出入帳』等にも一紙毎に見られるのである。

全文書の副本を作る計画であったというが、正集は全巻、東南院文書も大略写されている。統修は現状からいうと、三十五―三十九が欠けているが、後に詳しく述べるが、現状の後集二十は「統修文廿二」、三十三は「統修文卅五」、統修二十一は「統修文廿八」となっている。当初の統修三十六―三十八はこの時すでに別集一、二、八、三十九は「未定分ノ一」と表記されている。統修は五十巻に一度仕上げた後、多少の移動を行うが、この時期三十六―三十九は、他に種別がえされたものの補充がなされていない状態であったと考えられるから、この時点での統修も全て写されたことになる。ちなみに「未定分ノ一」は現状の後集十七、「別未二ノ一」は統修二十八、別集四十七にあたる。この時点では、別集の種別わけはなされているが、後集の種別わけはまだのようである。

二十冊本にも影写の経緯を記す文言はないが、一章に述べたように、この時期、浅草文庫では、内務省博物館と教部省が主に、正倉院文書の整理を行っている。この二十冊本を写したのは、古筆了悦といわれる。彼は明治八、九年教部省に出仕している。また小杉の「寧楽の宝庫」によると、教部省は彼に『東大寺献物帳』も写させているし、前述のように二十冊本の枠印が小杉本や小杉旧蔵の影写本に見られるから、この東博二十冊本は、皆川氏もいわれるように当初は教部省側の写ということになる。教部省廃止の後、共同作業者であった博物館に引き継がれ、作業が続けられたと考えられる。皆川氏は、影写は原本の書風をよく伝え、影写の方法と技術は写本としては格段に進歩しているといわれる。当時の正集、統修がすべて写され、東南院文書も大略写され、一紙毎に種別、巻数、断簡表示がなされている点、正倉院文書の整理を考える上で貴重なものとなる。

4 内閣文庫本

『東大寺古文書』十二冊、内閣文庫所蔵。解題、田山、入田ともこれ

について言及していない。写本中に影写の経緯を示す文言もない。種別の表記はないが、現状の正集、統修、東南院文書を影写したものである。各々の文書の一部分の巻の写であり、全断簡を写した巻、一部の断簡のみを写した巻、断簡も抄略した形で写したものなど様々である。

一、六、十冊 正集

三、四、八、九冊 統修

二、五、七、十一、十二冊 東南院文書

のように、各冊ともはじめに「共十二」とあり、一種の文書からなっている。内容から見ると、正集は、一詔・解・符・計帳・正税帳 六大粮申請継文・解 十戸籍・大税賑給歴名帳、統修は、三計帳 四月借錢解 八・九戸籍、東南院文書は、二越中国諸郡庄園惣券五阿波国新島庄券 他 七左弁官下文他 十一家地売券 十二越前国高串庄券他となっており、雑然とした中途半端なものに終わっている。

なお第三、八、九冊には小杉本と同じように、庫外流失文書、原本所在不明文書が統修に接続した形で写されており、浅草文庫での整理の早い時期の写ということになる。また、第九冊の統修八は⑭⑬⑤⑧⑩⑨⑫⑪⑦②③⑥①④、統修六は④③⑤の順に写され、現状の断簡順になっていないのも、整理の途中の状況を示しているとも考えられる。

皆川氏によると、写本としては非常に精巧であるという。浅草文庫の側で文庫の蔵本となすべく写した、未完の作品であろうか。

各冊のはじめに「日本政府図書」、「図書局文庫」の印、終わりに「図書局文庫」の印が押されているから、この写本は明治十四(一八八一)年五月の浅草文庫の閉鎖で内務省図書局に移され、更に十八年六月の図書局の廃止で、太政官文庫(後、内閣文庫)に入れられ、現在に至ったものと思われる。

5 大橋本

大橋本については、
解題に、

維新ノ後、其事ニ当リシモノモ、大橋長憲ハ別ニ一本ヲ、(中略)
作リテ之ヲ蔵シ、

田山に、

大橋本正倉院文書は、故大橋長憲の影写したるを写ししものにして、十巻に別てり、長憲は奈良県に奉職し、兼て正倉院掛を命ぜらる、嘗て文書の副本を作りし時、其撰に当りきと云ふ、而して私に一本を写したるもの、即是なり。

入田に、

大橋本 奈良県庁の官人であり、正倉院掛でありました大橋長憲と云ふ人がその整理中の少閑に謄写したもので、巻数は十巻であります。

とある。二章のはじめで述べたように、三成は「大日本古文書一」の台本は、大学本と大橋本であったとされ、事実、『大日本古文書』に原本未分明のまま収載された文書は、小杉本とともに大橋本からのものが非常に多いのである。

現在、大橋長憲の名のある写本は残っていないが、史料編纂所に史料編纂掛の用箋に謄写した『正倉院文書大橋本』四冊があり、第一冊の内題に、「大橋本正倉院文書一」とある。謄写の経緯、年次、写字生を示す文言はないが、四冊は一、四五、六、七となっており、この冊数内の文書は、同じく史料編纂所所蔵の『正倉院文書』十冊本のそれと全く一致する。この十冊本にも、影写の経緯、年次を示す文言はないが、『大日本古文書』収載の大橋本の冊数とも一致するので、土田直鎮³³⁾、皆川両氏が認められたように、十冊本は大橋本に当たるといってよい。

大橋本は、大橋長憲が影写したものの(以後長憲本と呼ぶ)を更に写したものである。大橋が私蔵していたと思われる長憲本は、現在所在不明である。大橋本が長憲本を忠実に影写したとすると、長憲本は能筆であるが、奈良時代の書風をそのまま写しているとはいえない箇所もあり、若干の写し間違いや写し落としが見られる。

大橋本は、各冊のはじめに「修史局印」が、終わりに写字生の署名、校合者の署名、捺印がある。現状の正倉院文書の種別からいうと、正集、続修、続修別集、続修後集、続々修と、御物、東南院文書が写され、塵芥文書は含まれていない。この内、正集については、各巻首に朱筆で「正倉院文書第一巻」の如き書込があるが、その他については、種別、巻数は記されていない。第一、四、六、七冊が一冊のはじめの御物三点を除くと、続修、別集、後集、続々修、第二、五冊が東南院文書、第三、八―十冊が正集の写である。

第三、八―十冊の正集は、四十五巻全て写され、皆川氏が指摘された正集三十①の出雲国計会帳、正集三十三①の出雲国大税賑給歴名帳の二例を除くと、現状の成巻順、断簡順と同じである。

第二、五冊の東南院文書は、五櫃まで写されている。一櫃は十巻中五巻、三櫃は四十二巻中二十巻写されているが、二、四、五櫃は一、二巻のみである。各櫃とも巻数順にはなっていないが、断簡順に写され、大略全断簡が写されている。

第一、四、六、七冊は、写されている巻は、続々修を除くと、中に一、二断簡欠けるものもあるが、大略は全断簡が写され、断簡順も現状と同じである。第一、四冊は、第一冊の巻首に御物があるが、別集、続修の順に写されている。第一冊では、別集は巻数順となっていないが、続修は十七が欠け、二十六、二十七が入れかわっているが、十五から二十九まで大略当初の巻数順となっている。即ち続修十五裏は当初表、後

表 2 大橋本所収の正倉院文書 (現状の種別, 巻数に従う)

大橋本	外山本	正倉院文書	四冊本
1	1	御物, 別48, 続28, 別47, 6, 5, 9, 10, 続15裏, 16,	御物, 続28表裏, 別47, 6, 5, 9, 10, 続15, 18裏,
	2	続18~21, 後20, 続23~25, 27, 26, 22, 29,	
2	3	東1ノ1・6, 2ノ5,	
	4	東2ノ5, 1ノ7・3・4,	
3	5	正1~5,	
	6	正6~12,	
4	7	別1~4, 7, 41, 30, 35, 24, 15, 16, 続30, 31,	別2~4, 7, 41, 30, 35, 24, 15, 16, 続31裏, 49裏,
	8	後33, 続41~49, 50,	
5	9	東3ノ22・23・27・1~3・6・7・10~12・14~16・19,	東3ノ10, 4ノ11,
	10	東3ノ18・17・20・30・29, 4ノ11・2, 5ノ1,	
6	11	後9, 続々43ノ3, 8ノ20, 4ノ8・14, 5ノ12, 45ノ3, 43ノ13・14, 4ノ10, 43ノ21,	後9表裏, 続々43ノ3, 8ノ20, 4ノ8・14, 5ノ12, 45ノ3, 43ノ13・14・21表裏, 続39, 続々3ノ7, 別12表裏,
	12	続39, 続々3ノ7, 別12表裏,	
7	13	続々11ノ5, 後1, 続々11ノ5, 5ノ6・11, 46ノ1, 15ノ10, 5ノ3, 38ノ6, 18ノ1・3, 45ノ1, 4ノ21, 34ノ9, 8ノ1, 別13, 続々10ノ19, 別36,	同左
8	14	正13~18,	イタリックは裏の一部の写のあるもの, ゴシックは『大日本古文書』に収載分,
	15	正19~24,	
9	正25~35,		
10	正36~45,		

集二十は続修二十二、続修二十二は続修二十八であった。第四冊も別集は巻数順となっていないが、続修は三十二、三十四、三十六―四十を欠くが、三十から五十まで巻数順に写されている。即ち後集三十三は当初続修三十五である。第一、四冊で別集は五十巻中十八巻、続修は五十巻中二十七巻写されている。長憲本が影写された時点では、成巻当初の続修三十六、三十七は、別集一、二に移され、後の補充はまだなされていない。別集は種別わけは一応終わったものの、巻数順の整理はまだのようである。第六、七冊は、現状の続々修が多く、中に続修、別集、後集が数点含まれている。ここには、この時点で種別わけがなされていないものが写されたと思われる。現状の続修三十九は、後に差しかえられたものである。

正集は全て写されているが、続修は約半分、別集は半分弱、未修分は一部、東南院文書も一部という十分な写であるが、この写し方を見ると、当時、作業室の中で、成巻文書、続修、種別わけ済みの別集、未修文書、東南院関係の文書等が区分けされていたことがわかる。

大橋長憲は後述するが、明治九(一八七六)年九月から十二年まで、博物館に勤務している。田山の「嘗て文書の副本を作りし時、其撰に当りきと云ふ」は、この間に大橋が浅草文庫での副本作製に関係したことを指している。この時、私に一本を写したのである。

大橋本の写字生は、多田賢意、小川長和、櫻村敬

頭、内海鑑、校合者は大橋三次郎、川上広樹、佐藤健太郎、沢渡広孝、丹羽蕤である。『官員録』⁽³⁵⁾でこの内、何人かが確認できるが、同年で一番多く見られるのが四人である。多田、小川、櫻村、沢渡の名が太政官直属の修史館に明治十六(一八八三)年から十八年に各々一等繕写、五等掌記と見える。二十年にも内閣臨時修史局に多田、小川、櫻村の名が見えるが、大橋が長憲本を私蔵していたとすると、大橋は十八年には宮内省京都支庁に移っているから、十六、十七年あたりに修史館で東京にいる大橋から長憲本を借りて影写した可能性がある。『大日本古文書』を見ると、第一巻から三巻までは大橋本と見えるのに、四―六巻にはかわって史館本の名が見える。史館本とされている文書の冊数が大橋本のそれと全く一致するから、大橋本は史館本とも呼ばれていたと考えられる。即ち修史館で影写された本ということで史館本と呼ばれたのである⁽³⁶⁾。

田山実は、明治十九年、内閣臨時修史局に出仕、後、史料編纂掛員として三十四(一九〇一)年からの『大日本古文書』の刊行に主力となり、解題の執筆にも関係したと思われるが、三十五年三月、岡谷繁実事件に関連したということで免職になっている。三成は、「当時の編纂は、佐藤球・田山実弥登氏が主な担当者である」とし、三十三年から行われた正倉院曝涼時の文書の校合謄写等は、「三十五年以来は黒板氏が専ら当ることになった」としているように、田山の後は、黒板勝美が『大日本古文書』刊行の主力になったのである。第三巻は三十五年十月刊行、四巻は三十六年三月の刊行であるから、三巻の原稿まで田山の手になったとも考えられる。大橋本から史館本への呼称の変化は、田山が去ったためと考えられないであろうか。また三成によると、大橋本は修史局本とも呼ばれていたことがわかる。これは、各冊のはじめに「修史局印」⁽³⁷⁾が押されているように、後、修史局の蔵本となったためである。修史館

は明治十九年一月に廃止となり、新に内閣臨時修史局がその事業を引き継いだのである。

大橋本を見ると、後に朱、青、黒で加筆訂正が施され、各所に付箋、付箋痕があり、「校了」、「編了」等と作業の跡が如実である。朱の直しは、『大日本古文書』作製の資料とするための校合で、『続修東大寺古文書』、『東大寺正倉院文書』等の小杉の転写本や小杉本、『模写東大寺古文書』によって校合を加えている。先の四冊本はこの過程で写されたもので、写すに当たって、朱の加筆訂正を取り入れている。第一冊は別集分と続修二点、四冊は別集分、五冊は東南院文書五点のみ、六冊は大略全部(一点のみ写していない)、七冊は全部(大橋本に青付箋「以上全写」がある)写されている。『大日本古文書』に大橋本からとられているものは、一、四、六、七冊からであり、それらは一点を除いて全て四冊本に写されている。四冊本は『大日本古文書』刊行に当たって、大橋本からとくに編纂に必要な部分のみを謄写したのである。⁽⁴⁰⁾編纂者は原本照合が追いつかなかった別集や続々修に着目して写していたことがわかる。謄写の時期は、刊行準備が本格的に始まった明治三十三年ごろであろうか。

大橋本の写本としての価値は、東博二十冊本と同じく明治初期の正集を原本から写したことで、明治初期の正倉院文書の整理状況を知ることができること、『大日本古文書』編纂の準備状況を知ることができること等である。

外山本 大橋本と全く同じといっている影写本『正倉院文書』十七冊が東京大学総合図書館にある。昭和九(一九三四)年十二月、外山高一の寄贈になるので、外山本と呼ばれる。高一は外山正一の次男。

正一は、明治十(一八七七)年東京大学創立から文学部教授、十九年帝国大学文科長、三十年帝国大学総長、三十一年第三次伊藤博文内

閣の文部大臣を勤めた人である。史料編纂の必要を説き、二十八年、史料編纂掛を置くに際して力を尽した。この外山本は正一が所蔵していたものである。高一は、「蔵書は父の死後みな東京大学に寄贈しましたが、トラックに四台分もありましたろうか」と述べているように、父正一の死後、東京大学にその蔵書を寄贈したのである。外山本もその時の寄贈になるものであろう。

これにも影写の経緯、年次を示す文言はなく、写字生の名前もないので、写された経緯は全く不明である。大橋本に比べて多少雑であり、写し落としもある。大橋本十冊の内、七冊が、適宜二冊に分けられ、十七冊となっている。十冊本と同一人の筆蹟とはいえないが、内容は、大橋本と全く同じ影写といつてよい。外山本の方は、写されて後、何の手も入っていないので、私蔵されていたものと思われる。この写本が外山正一に入った経緯も明らかではない。現在、十七冊が四帙に分けられて、図書館にあるが、大橋本に比べるとかなり傷んでいる。

皆川氏は、外山本が大橋本のもとなった大橋長意の旧蔵書か、その写か、大橋本の写か手がかりとなるものがないとされた。大橋本と外山本を比較すると、一冊目の別集四十七⑧の造東大寺司解(案)、『大日本古文書』四卷二九三―二九六頁)の一部の下半分が外山本では全く写されていない。また別集四十八⑨の戯書啓(二十五卷三六七頁)は、大橋本では文字の上を墨で消しているが、外山本では墨抹のみで下の字を写していない等があるので、大橋本が外山本を写したとは考えられない。即ち外山本が長意本であるという可能性はないことになる。しかし、大橋本、外山本ともに、長意本からの写か、外山本が大橋本を写したかについてはやはり決め手となるものがない。

大橋長意 長意は、国学者大橋長広の子として京都に生まれた。生年は不明である。幼名保之助、通称九右衛門、泰之助、称河内大目、字子

孝、号金衣。嘉永五(一八五二)年版『平安人物志』“文雅”の項に初めてその名が見える。⁽⁴²⁾『官員録』等から彼の官歴をたどると、明治新政府になった慶応四(一八六八)年、行政官筆生として登用され、神祇官

等を経て、明治五(一八七二)年一月、奈良県権大属に任ぜられ、九月この任が解かれる。この年、前述したように、町田らによる正倉院の開封調査が八月十二日から二十三日まで行われた。奈良県は調査スタッフの確保に努め、その要請で神祇省に出仕していた長意が、和学を修め、能筆家であったため、奈良県に迎えられたのであろう。蜷川の日記『奈良の筋道』の閉封の項に知事四條殿の次に見える大橋は長意の可能性がある。調査後も大橋は十二等出仕社寺掛として県に残り、八年の奈良博覧会の際の正倉院開封調査、史誌編輯のための正倉院文書の謄写にも関係したと思われる。蜷川の日記『八重の残花』に、七年九月蜷川が奈良を訪れた時の梶側の役人として見える大橋も長意である可能性がある。博覧会終了後、八年十二月から、浅草文庫で正倉院文書の整理が行われると、九年四月に奈良県が廢され堺県となったこともあってか、長意は東京に戻り、九月四日内務省博物館考証掛に任ぜられ、十二年まで博物館に勤務した。この間、浅草文庫での正倉院文書の整理に参加し、私に一本を影写したのである。十三年から十七年まで宮内省に六等属として出仕、十八年故郷の京都に戻り、宮内省京都支庁に勤務する。十九―二十五年の『官員録』に京都支庁の項が欠けているせいか、長意の名は見えないが、二十六年になると宮内省諸陵寮四等属と見え、二十九年二月に没するまで、その職にあったと思われる。

十四年には同僚の大沢清臣の紹介で好古社員となり、『好古雜誌』に「東大寺のほくら」⁽⁴⁴⁾を掲載している。また二十一年には大八洲学会の會員として名が見える。その他、『香木考』(稼堂文庫 金沢市立図書館)、『有職拾唾』(竹清文庫)、『大橋長意草稿』五十八冊(書陵部)等の著

書、草稿がある。⁽⁴⁵⁾

6 写本からのまとめ

以上、五つの写本の検討を行った。これらはいずれも浅草文庫での正倉院文書の整理、成巻の際に写されたものである。内閣文庫本や東博二十冊本は、浅草文庫や教部省の写、小杉転写本や小杉本、大橋本は、作業に携わった小杉や大橋が私に写したものである。

その時期が特定できるのは、小杉の『東大寺正倉成巻文書』の補写と『小櫃文書』の転写、小杉本第十五冊の影写で、八年十二月から九年二月の整理開始後、すぐの時期である。庫外流失文書と原本所在不明文書が、続修、続々修に接続する形で写されている内閣文庫本、小杉本の第六冊は、これらが切り離されて現状のようになる前の段階に影写されている。「甄別類従以続成巻文書之後」の作業は、大変な作業だったと思われるが、まず九年十月に続修を成巻、その写が小杉の『続修東大寺正倉文書』である。ついですぐ続修の手直しと別集の成巻にかかったと思われる。その時の写が、東博二十冊本、大橋本、小杉本第十六冊である。東博二十冊本については、副本謄写は当初からの課題であったから、正集分、東南院文書は早い時期に写されたと思われる。大橋も正集分は、九年九月に博物館勤務になって間もなく写したのではなからうか。

内閣文庫本、小杉本、現状の東博二十冊本は、文書の内容によって、冊をわけている。内閣文庫本は、各冊、一種の文書からなるが、後の二写本は、各冊に異なった種別の文書がまじっている。その点大橋本は、現状の正集、種別が確定した文書(続修、別集)、種別が未定の文書、東南院文書にわけて、冊仕立てされ、正集は勿論、続修も巻順に写しているから、写された時点での、整理の進捗状況を知ることができる。

浅草文庫での作業は、教部省が主導していたのであろうか。東博二十冊本が別集の途中の写までで未完に終わったのは、十年一月に教部省が

廃止されたためとも考えられるが、大橋もこの時点で影写を止めている感がある。この教部省の廃止前後に、別集の成巻まで終了したと思われる。

三 目録から見た正倉院文書の整理

現在、先に述べたように、史料編纂所から『正倉院文書目録』が刊行されている。この目録が刊行されるまでは、昭和四(一九二九)年八月に奈良帝室博物館正倉院掛によって印刷された『正倉院古文書目録』三冊が利用されてきた。

明治に入って、正倉院文書の整理が進められると、写本とともに目録も作製された。正倉院宝庫の主管は次々にかわるが、引継事務の際、目録原本も引き継がれ、必要に応じて訂正、書き換えが行われたのである。

今回、明治初期から昭和四年に至るまで、各時期の目録の写本を数点管見しえたので、まず、一点ずつを概観して、後にこれらを通して、正倉院文書の整理の推移を考えてみたい。

1 「続修東大寺正倉院文書目録」

二章一節でふれた宮内庁書陵部所蔵の小杉楳邸の転写本『続修東大寺正倉院文書』の第一冊のはじめにある続修五十巻の目録である。巻順、断簡順に、

第一巻 詔書

国分寺銘文年号不詳

の如く、文書内容を簡潔に羅列している。この転写本の跋文から続修の成巻は、一応明治九(一八七六)年十月に終わり、十年一月から三月にかけて、小杉がそれを転写したと思われるが、目録もその時のものである。これより以前の状況を示している写本が、内閣文庫本と小杉本の一

部である。

2 『寧楽正倉院統修成卷文書目録』

東京国立博物館所蔵。徳川宗敬氏が同館に寄贈したもの。統修古文書五十巻と統修古文書別集五十巻の目録である。内表紙に「統修東大寺成卷文書原本目録」とあり、教部省用箋を使用している。はじめに「杉園印」が押されている。字が雑なので小杉が私のために写したと思われる。

統修古文書五十巻の目録の書き方は、1と大略同じであるが、目録内容は、三十五から三十九に変化が見られる、この内、三十六から三十八は、別集の一、二、八に取り入れられている。

統修古文書別集五十巻は、巻順、断簡順に、

統修古文書別集卷之巻 造東大寺司移省寮職等文 十二通

造東大寺司移左京職

の如く、文書内容を簡潔に羅列している。二つの目録とも本文中や異動のあった巻の欄外に、後の書込が見られる。

これは、明治九年十月成巻後の統修の入れ替えの状況を記している。「原本」とあるから、これが統修、別集についての最終のものと考えられていた。1と2の間の写本が、東博二十冊本、小杉本の一部、大橋本であったと思われる。教部省は前述の如く、十年一月に廃止されるが、その用箋を小杉は後に私的に利用したのであろうか。

3 『正倉院古文書目録』

内閣文庫所蔵。三冊からなり、その内容は、

一、正倉院古文書大革文庫・小革文庫・春慶塗箱の目録

正倉院文書小唐櫃四十五巻之内の目録

二、統修古文書五十巻の目録

統修古文書別集五十巻の目録

統修古文書後集五十二巻の目録

三、未修古文書四十五号の目録

である。いずれも内務省用箋に書かれている。第一、二冊は、はじめに「明治十五年謄写」の印、はじめと終わりに「図書局文庫」と「日本政府図書」の印が見られるのみである。三冊とも丁寧な写である。第一冊は奥書に一章二節でもふれた「明治八年六月博覧会之為ニ正倉院開封中平松晋海録之」があり、更に「明治十五年十月／校合 阿部柳助 鈴木行一／写 佐藤成隣」とあるから、明治八年に平松が写した目録を、十五年に更に佐藤が写したものである。第二冊も奥書に「明治十五年十二月／校合 阿部柳助 鈴木行一」とあるから、第一冊に続いて写されたものである。第三冊には、校合の日付、校合者の名はない。

目録の書き方は、統修は、1、2と同じである。

別集は、一から四までは、

統修古文書別集卷之巻

造東大寺司移省寮職等文 十二通

と断簡順の文書名は省略されているが、五からは、2と同じである。

後集は、巻別に、

統修古文書後集卷之巻 一通

市原宮御願文

の如くであり、「謹解申請借貸錢云々外十二種／天平勝宝二年六月五日以下」の如く、断簡順の文書名の羅列を省略しているものもある。

未修古文書は、号順、巻順に、

第巻号

一紙充帳七百巻 宝字七年四月六日 卷巻 九枚

の如く、文書名、年月日、巻数、枚数等を記している。

2から移動が見られる巻は、統修二十二⁽⁴⁶⁾、二十八、別集二十一、四十

七、四十九、五十である。1の統修三十五、三十九が後集四十二、十七に、2の別集四十七は、後集三十七に取り入れられ、この別集四十七と統修二十八には、東博二十冊本で「別末二ノ一」とされていた文書が、二つに分けて取り入れられている。

さて第三冊の末尾に、「明治十五年十一月還納／図書局」とあるから、この三冊は、十一月の正倉院文書の還納に際して、図書局が作製した写である。更にその奥につけ加えられた「草稿用」とある内務省用箋に、「十六年一月十三日調 八百四十二卷 十七枚／正倉院古文書 十五年十一月三日勅封」とある。また明治十七年五月、正倉院勅封宝物の管理事務を宮内省に引き渡すが、その際のものと思われる足立宮内書記官からの「往来軸取調員教書」が貼付され、その間合せによって、六月一日付の往来軸の再調査の結果が書き入れられている。なお目録の巻番号の下に、「往来軸付」、未修古文書については、号番号の下に、その号に含まれる巻数と往来軸数が「拾四卷 皆往来付 内一本破損」の如く、再調査の際の書入れがある。この目録は図書局の事務用に使われ、図書局が廃止された時点で、図書局から太政官文庫（後、内閣文庫）に引き継がれ、現在に至ったものである。

4 『正倉院御物目録古文書』

史料編纂所所蔵。三冊からなり、その内容は、

- 一、古文書七 正倉院宝庫古文書目録
- 古文書八 正倉院小唐櫃古文書四十五巻目録
- 古文書九 古文書統修目録（五十巻）
- 二、古文書十 古文書後集目録（四十三巻）
- 古文書十一 古文書別集目録（五十巻）
- 古文書十二 未修古文書目録（四十五号）
- 三、古文書十五 東南院古文書目録（六櫃と一帙）

東南院古絵図目録

となつてゐる。いずれも太政官用箋に書かれ、はじめに「帝国大学臨時編年史編纂掛」の印が押され、ほぼ各目録毎に、「三級写字生 花房五郎写／一級写字生 小野権之丞校」等と、写字生、校合者の名前があり、第三冊の奥書に、「明治廿二年四月図書寮蔵本正倉院御物古文書ノ部ヲ写ス」とある。

目録の書き方は、統修、後集、別集、未修古文書とも、未修古文書の号順の下に、「第一号 十四巻 一帙」の如く、号に含まれる巻数や「往来付」が書き加えられている他は、3と大略同じである。3から変化しているのは、別集、後集の種別順が、後集、別集となり、後集では、二十八から三十六が、「東南院文書ニ付之レヲ除ク」と除かれたことである。⁽⁴⁹⁾

明治十八（一八八五）年七月、正倉院宝庫は宮内省図書寮所管となつていたので、図書寮では、その時ある程度の手直しをして、宝物全体の目録（図書寮本）を作製したと思われる。本目録は二十二年帝国大学臨時編年史編纂掛が、その内の古文書の部を、図書寮より借受謄写したものである。臨時編年史編纂掛は、太政官直屬修史館、内閣臨時修史局の事業、人員を引き継いでいたので、謄写する際、残っていた太政官用箋を使用したであろうか。この目録は大正六（一九一七）年十一月に東京帝国大学附屬図書館に入れられている。

5 『統修正倉院古文書目録』と『統々修正倉院古文書目録』

史料編纂所所蔵。統修目録は奥書に、「明治三十六年六月宮内省内事課ヨリ借用謄写」とある。

統々修目録⁽⁵⁰⁾の内容は、

- 三、第四類経師等手実行事上日

自第十九
至第十八
帙

第五類筆紙墨手実納充自第卅九帙至第卅七帙

四、第六類食口自第卅八帙至第卅七帙

第七類布施用度雜器雜物自第卅四十一帙至第卅四十四帙

第八類雜文書自第卅四十五帙至第卅四十六帙

となつてゐる。第四冊の内題に「宮内省編」と書込があり、奥書に、「明治三十五年六月宮内省内事課ヨリ借用謄写」とある。

目録の書き方は、4までと体裁を一新してゐる。続修は、

第一卷

一 国分寺銘草文刻版稿一通紙二張廿二行三百九十八字、天平勝宝五年正月十五日、文云、普羅弟子皇孫沙弥勝滿首云々、東大寺銅版所刻即是、藍書

の如く、断簡順に一文書ずつ張数、行数、字数、文書内容、年月日等が簡単に記され、裏文書についても記してゐる。4からの変化は、続修十五と三十八に「文在卷背」と見えることぐらいである。

続々修目録では、続々修の語が初めて見える。続々修は、未修四十五号を八類四十六帙に分け、帙は数卷からなつてゐる。巻別に断簡順に

第十九帙 経師等手実 合拾式卷(・朱書)

第一卷

一 経師等日々行事一張天平二年二月八日始 旧第卅六帙第十六卷(5)

の如く記してゐる。続々修の成巻の際、旧来の帙、巻を大きく動かしたので、旧の所在をも記してゐるのである。

続修では藍や朱で目録作製時、空白になつていた行数、字数等を後で書き入れたり、訂正したりしてゐる。続々修でも、巻数等、朱の書入れや訂正が見られる。これらの書入れ、訂正は、続修に「藍書ハ原本ニ鉛筆ヲ以テ記入シタルモノナリ」とあるように、内事課本の書入れ、訂正をそのまま写したものである。明治二十五(一八九二)年宮内省に正倉院御物整理掛が置かれ、主な作業として、未修古文書の整理、成巻が行

われたのである。この整理が一段落した際に、正倉院掛で正倉院文書全体の新しい目録を、旧来の体裁を一新し、より詳しい形で作製し、後に不十分な所を補充していったものと思われる。それを『大日本古文書』刊行に際して、史料編纂掛で内事課から借用謄写したもので、続修は、明治四十一年(一九〇八)年五月、続々修は三十五年六月に東京帝国大学附属図書館に入れられた。他の目録は、現在不明となつてゐる。

6 『正倉院古文書目録』

奈良帝室博物館正倉院掛が、昭和四(一九二九)年に印刷したもので、上、正倉院古文書正集目録(四十五卷)

続修正倉院古文書目録(五十卷)

続修正倉院古文書後集目録(四十三卷)

続修正倉院古文書別集目録(五十卷)

中、続々修正倉院古文書目録(四十七帙)

塵芥古文書目録(三十九卷)

下、東南院古文書目録(六櫃と一帙)

の三冊からなる。目録の書き方は、続修は、

第壹卷

一 国分銘文刻版稿式張廿二行三百九十八字、天平勝宝五年正月十五日、文云、普羅弟子皇孫沙弥勝滿首云々、東大寺銅版所刻即是、

後集は、

第壹卷

一 市原宮御願写経用物帳參張

一 張紙并緒等用帳天平十八年十二月十一日完、

別集は、

第壹卷

一 造東大寺司移左京職案左大舍人士師宿称志太流等過所事、天平勝宝二年五月廿四日完、

続々修は、

表3 現状の正倉院文書と六目録の異同(文書名は各巻の表題。表題がないか、確認できない場合は、各巻の第一断簡の文書名を記した)

										統修 十五	1 統修東大正倉院文書目録 2 寧楽正倉院統修成卷文書目録	3 正倉院古文書目録	4 正倉院御物目録 録古文書	5 統修正倉院古文書目録	6 正倉院古文書目録	現 状
		別集	三十九	三十八	三十七	三十六	三十五	二十八	二十二	二	一	八	二	一		
			書籍目録	石山寺牒状	奉写一切経司牒并移文	造東大寺司移省寮職等文	造物雑工散役及官人上日解文	造物雑工散役及官人上日解文	写経生以質物請月借錢解文	造甲可寺所解文	造甲可寺所解文	写経生請月借錢解文	写経生請月借錢解文	写経生請月借錢解文	写経生請月借錢解文	写経生請月借錢解文
	石山寺牒文状	造東大寺司移省寮職等文	造物雑工散役及官人上日解文	造物雑工散役及官人上日解文	造物雑工散役及官人上日解文	造物雑工散役及官人上日解文	造物雑工散役及官人上日解文	造物雑工散役及官人上日解文	造物雑工散役及官人上日解文	造甲可寺所解云々	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	写経落人	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	石山寺牒状	同上	役	同上	同上	造物雑工散役	同上	造物雑工散役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	造物雑工散役	同上	同上	同上	同上	同上	同上
			造甲賀山所解	文在卷背	造石山院云々解断簡	造金堂所用錢雜物帳断簡	造金堂所用錢雜物帳断簡	写経落人云々	造甲可寺所解	文在卷背	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	造石山寺所牒云々	造東大寺司移云々	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	造石山寺所牒	造東大寺司移	造甲可山造物雑工散役	造物雑工散役及官人上日解文	造物雑工散役及官人上日解文	造物雑工散役	造物雑工散役	写経落人以下十四種	造甲可寺所解	寮府庫省移文	寮府庫省移文	寮府庫省移文	寮府庫省移文	寮府庫省移文	寮府庫省移文	寮府庫省移文

三十三	二十八	二十	後集 十七	五十	四十九	四十七	二十七	二十六	二十一
				姓氏	姓氏	経巻帙様図三枚	写疏所解 (請紙)	写疏所解 (見所写云々)	写書所解
四十二 人物雑工散役及官 人上日	三十七 経巻帙様図三枚	謹解申請借貸銭云々 外十二種云々	更可請章疏等□□	写書所解云々	福寿寺写一切経所 解	鴨県主黒人云々	同上	同上	東大寺写一切経所 解云々
四十二 同上	三十七 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
四十二 人物雑工散役并官 人上日帳	帙様	大倭目佐伎万呂借 銭解	応更請章疏等云々	写書所云々解	福寿寺写一切経所 云々解	貢状	写疏所見写云々解	写疏所請布施解	東大寺写一切経所 云々解
四十二 人物雑工散役及官 人上日	三十七 経巻帙様図三枚 以下六種	謹解申請借貸銭云々外 十二種云々	更可請章疏等□□	写書所解	福寿寺写一切経所 解	鴨県主黒人云々	写疏所解 (申見所写云々)	写疏所解 (申請布施云々)	東大寺写一切経所解云々

第拾九帙 合拾参巻 経師等手実
第巻卷

一 経師等日々行事巻張 天平十年二月八日始

の如くであり、5の目録(藍や朱の書込も入れて)に若干の修正が加えられ、別集二十六と二十七が入れかわっている。

凡例によると、明治四十一(一九〇八)年一月から正倉院宝庫の事務

は帝室博物館の管理となり、十月引継ぎを受けたとある。また、

(上略) 古文書目録ハ今尚筆写ノ儘ニテ原本一部ト謄本一兩部ヲ存スルに過キス、事務上往々事欠ク所アルヲ以テ、今又之ヲ印刷シ以テ筆写ノ勞ニ代フルコト、セリ、此書即是ナリ、

とあって、印刷に至る経緯が記されている。原本は各類一冊、統々修のみ三冊の九冊本であった。帝室博物館が引き継いで後、内事課本を基に目録を作り直したのであるうか。いずれにしても、本目録と内事課本は大略同じであったと思われる。内事課本の写は統修と統々修の半分しか残っていないが、本目録から内事課本の他の部分が推測しうる。正集の語は管見しえた目録では本目録が初見であるが、当然内事課本にもあったと考えられるので、正倉院御物整理掛でこの語が使われ始めたと考え⁽⁵⁴⁾る。また後集三十九には、4の後集四十八にあった「藤原緒嗣所売犀角ノ櫃納器物目録」の二文書が欠けている。書陵部撮影の紙焼写真の後集三十九の該当箇所に白紙が挿入され、

一犀角下帳一通云々

一第廿四櫃納物勘注云々

右旧収在此、明治廿七年御物整理移収御物納目散帳、

とあるから、明治二十七年、御物整理掛は、後集等から、該当文書を抜き出して、「御物納目散帳」を再編纂する作業も行っていた。

7 目録からのまとめ

現状の正倉院文書の巻で、巻首の文書名や本文内容と先に挙げた目録に異同があるのは、統修では、十五、二十二、二十八、三十五―三十九、別集では二十一、二十六、二十七、四十七、四十九、五十、後集では、二十八―五十二である。これらが現状の内容で目録に見えるのは、統修三十五―三十七、三十九が2の目録から、統修二十二、二十八、別集二十一、四十七、四十九、五十が3の目録から、統修十五、三十八が

5の目録から、別集二十六、二十七は6の目録からである。また後集の当初の二十八―三十六が、東南院文書に移るのは4の目録である。

『大日本古文書』一の解題に、

統修後集以下ノ三種ハ、皆正倉院御物整理掛ニ於テ整理ヲナシ裝潢ヲ加ヘラレタルモノニ係レリ、

とあり、以後これが通説となっているが、目録で見ると、別集は正倉院御物整理掛以前の2、3、4、後集は3、4に現状と大差ない目録があり、3の最後に書き加えられた明治十七年六月一日の往来軸計算には、「二十三本修整古文書ノ分」、「二百二十本未修古文書ノ分」とある⁽⁵⁵⁾が、この修整古文書は統修、別集、後集のことであるから、別集、後集は浅草文庫で統修同様修整が終わっていたということになる。別集は、東博二十冊本に見え、2に目録があるから、別集と後集では、別集の整理の方が先であったと思われる。また川副武胤氏が、後集九巻の東南院文書への移動を、明治三十年代後半の御物整理掛の仕事とされたのも、すでに4の目録にそのことが見えるから、無理ということになり、この移動は、図書寮の手で行われたと考えられる。

以上、目録から明治期の正倉院文書の整理の状況を考えてと、まず浅草文庫で天保期の成巻文書に続ける形で、残りの文書の甄別類従が行われ、まず統修五十巻と別集五十巻、ついで後集五十二巻が成巻され、未修文書とともに十五年十一月に宝庫に還納された。

この未修文書は、成巻文書の残りがそのままになっていたのを還納に際して、図書局が整理したのであるうか。後、これらの文書は、宮内省図書寮の手直しを経て、明治二十五年に置かれた正倉院御物整理掛の手で、浅草文庫以来の正倉院文書整理の総仕上げとして、未修文書の続々修成巻とすでに成巻されている文書の手直しが行われた。これ以後、現在に至るまで、文書の移動等はいないと思われる。

* * *
写本から明治初期の浅草文庫での正倉院文書の整理の状況、ついで目錄から明治二十五年に設けられた正倉院御物整理掛による整理までの流れを概観してみた。何故十五年まで文書群が浅草文庫に留められていたのか、その間の文書の保管、整理、利用状況はどうだったのか、図書局は整理にどう関係していたのか、『大日本古文書』刊行時、何故、別集、後集が正倉院御物整理掛による整理と考えられたのか等、未だ不明の点も多い。本論は、あくまでも管見しえた限られた史料による考察であり、史料の解説に終わってしまった感もある。また推論も多くなってしまった。今後、新しい史料の実見に努め、もう少し各々の具体像に迫ればと思っている。

〔註〕

- (1) 大平聡「正倉院文書研究試論」(『日本史研究』三二八 一九八九年)。
- (2) コロタイプ複製は、一九八一年から、現在統修後集まで終了『正倉院文書目録』は、一九八七年「一 正集」、翌年「二 統修」が刊行され(東京大学出版会)、『正倉院古文書影印集成』は、一九八八年から現在まで五冊刊行されている(八木書店)。
- (3) 岡藤良敬「正倉院文書の“整理”と復原研究の課題」(『歴史評論』四一七 一九八五年)、武光誠「古代の写経事業と正倉院文書」(『古代史研究の最前線』第三巻文化編上 雄山閣出版 一九八七年)、註1大平論文等。
- (4) 皆川完一「正倉院文書の整理とその写本―穂井田忠友と正集―」(『続日本古代史論集』中巻 一九七二年、後に『日本古文書学論集』3 古代I所収 吉川弘文館 一九八八年)、本稿は、皆川氏のこの論考に負う所が大きい。これからの引用も多いが、その都度の註記は省略する。皆川氏は更に、昭和六十(一九八五)年国立歴史民俗博物館で、庫外流失文書を示した企画展「正倉院文書展」の展示用パネルに「正倉院文書の主な写本」を、その図録『正倉院文書展』に「大日本古文書が使用した写本の原本」を作製された。
- (5) 明治になってからの正倉院宝庫の開封、宝物の出納、その整理や修復について、管見しうる記録は意外と少ない。簡単な記録は明治二十(一八八七)年の『図書寮記録』中編三である。また小杉樞郎に「寧楽の宝庫」(『国華』八五―八八 一八九六―九七年、後に『考古界』二ノ三・四所収 一九〇二年、更に一九〇四年の『好古類纂』にも所収)がある。これは「博士の略年譜」(『歴史地理』十五ノ五 一九一〇年)に「明治二十五寧楽宝庫考二冊成る国華登載(五十九歳)」とあるから、明治二十五年に書かれたものである。また東博穂井田本の付録「明治十五年正倉院御物陳列図帖序」にも簡単な記録がある。
- (6) 蜷川式胤は、日記十八冊と『明治五年社寺宝物調査記』一冊を残しているという。日記は公開されていないが、『奈良の筋道』は三冊、その一部を、蜷川第一「明治五年正倉院開封に関する日記」(『正倉院の研究』東洋美術特輯 一九二九年)、由水常雄「明治五年の正倉院開封目録―蜷川式胤日記『奈良の筋道』より」(『美術史』八十 一九七一年)、『東京国立博物館百年史』資料編(以後東博百年史と略称 一九七二年)、高橋隆博「明治の開封―正倉院と東大寺』太陽正倉院シリーズⅢ 一九八一年)等で知ることができる。
- (7) 稲生真履「正倉院勅封庫の記事」(『正倉院の研究』東洋美術特輯 一九二九年)、大橋長憲は二章五節参照。
- (8) この時の目録が、『東南院宝庫目録』である。東南院文書の皇室献納の時期については、奈良帝室博物館の『正倉院古文書目録』の凡例では、「維新後、『大日本古文書』家わけ十八の『東大寺文書(東南院文書)』の例言でも、「明治年間」と時期を特定していない。東南院文書は明治五年調査終了後、宝庫に仮納され、八年他の正倉院文書類とともに浅草文庫に取り寄せられたので、皇室献納を五年とみる説と、八年とみる説がある。私は堀池春峰説に従って、宝庫に仮納された五年を、献納の時と考えたい。堀池春峰「印蔵と東大寺文書の伝来」(『秘宝』五東大寺下 講談社 一九六九年)。
- (9) この時進達されたのが、『山城大和社寺宝物目録』五巻、別冊「古器物目録」五巻である(東博百年史)。現在、東京国立博物館にある。壬申古器検査

物目録』五冊は、この別冊にあたものであろう。博物館には『壬申検査社寺宝物図集』もある。

(10) 『八重の残花』、『椎の落葉』である。註6 蟻川論文参照。八年の開封までの経緯は、註6 高橋論文にも詳しい。

(11) 史誌編輯ニ付奈良県ヨリ正院修史局江申出之趣モ有之、東大寺正倉院宝庫御物中、古文書類之内必用之分、同県主任官員博覧場へ出頭謄写候条、比段為御心得申入候也
八年五月三十一日
宮内大少丞
博物館 御中
〔博物館庶務類纂〕

博覧会の会期が、五月二十日までとすると、県からの申請は、会期が終わってからの申請となってしまう。しかし、本文中の修史局伺には、「本月十九日限博覧閉場」とあるから、実際の博覧会は一ヶ月延びていた感もある。

(12) 浅草文庫については、樋口秀雄「浅草文庫の創立と景況」(『参考書誌研究』四一九七二年)、東博百年史等に詳しい。

(13) 小杉の「寧楽の宝庫」によると、教部省で古筆了悦に『東大寺献物帳』を影写させたとあり、小杉も『雑物出入帳』等(国立国会図書館所蔵)を写している。なお博物館は明治九年四月一日付で珍蹟の陳列を広告しているが、中に正倉院文書として、元明天皇宸翰伝詩集、聖武天皇宸翰勅書、光明皇后御書杜家立成雜書要略、全業毅論、孝謙天皇勅書、酒人内親王施入牒、東大寺献物帳、猷屏風勅書、大小王真蹟云々勅書、諸国封戸帳、珍財帳、道鏡真蹟を挙げている(『朝野新聞』明治九年四月四日)から、これら全て東京取寄になっていたことがわかる。

(14) 阿部弘蔵は、楼上に借覧室の他に、絵画室があり、ここで局員が古画巻等を謄写したと見取図でそれに当たるものはない。阿部弘蔵「浅草文庫」(『学燈』七ノ十一 一九〇三年)。

(15) 東京国立博物館所蔵の館史資料(マイクロフィルム)に拠る。浅草文庫に関する記述は、この資料に拠ったものが多い。

(16) 小杉の「寧楽の宝庫」によると、修史の資料にあてるため拝観を願う者は、其官省長官の照会が必要であったという。教部省のほか、九年五月租

税寮、十年二月紙幣局等から借覧謄写願が出されている。

(17) 松本包夫「正倉院年表」(『書陵部紀要』七一九五五年)。

(18) この序の他に、岡谷繁実「奈良正倉院の宝器附町田久成君逸話」(『史談会速記録』二七五 一九一六年)にも塵芥文書整理についての記載がある。

(19) 三成重敬「古文書の編纂」(『古文化の保存と研究』一九五三年)。

(20) 註4 皆川論文の註42・57・61・65に各々、大校本、大橋本、史館本、小杉本について、『大日本古文書』の収載頁と後にわかった原本の所在を記している。これをまとめたのが、「大日本古文書が使用した写本の原本」である。

(21) 入田は正倉院文書の流布本として、穂井田本(影写、謄写、東博十四冊本)、彰考館本(小杉補写)、東京帝室博物館本、宮内省本、須坂本、大橋本、小杉本、小櫃文書、東京帝国大学附属図書館本、存採叢書所収本、大日本古文書を挙げている。

(22) (上略) コノ頃ユクリナク浅草文庫ニ於テ、原本ヲ縦覽スルコトヲ得タルウレンサ、タトヘテ取ルニ物ナシ、ヤカテヨリヨリ比校シ、又中略セシ所ノ文ヲモ漏ラサス写シトリテ其所ニ貼付シヌ、(下略)

(23) 「八年六月」からとあるが、一章で述べたように、作業を開始したのは、十二月からである。小杉の記憶違いと思われる。

(24) 大校本は、解題に「我が大学ノ図書館本」とあるように、帝国大学附属図書館にあったが、現在は管理換えて史料編纂所所蔵となっている。一五冊が「東大寺正倉成卷文書」、六、七冊が「統修東大寺正倉文書」、八、九冊が「小櫃文書」の写である。

この内、第一、六、七、九冊は奥書に、
本書ハ曩ニ東京大学ニ於テ、小杉楓邨氏ヨリ借受謄写セシニ、明治廿二年一月帝国大学寄宿舎火災ノ際、卷一、六、七、九四本ヲ焼失セリ、依テ明治廿三年四月復小杉氏ヨリ借受、本多芳亮氏ヲシテ謄写セシム、全年八月ニ至リ成ル、

とあって、明治二十二(一八八九)年に焼失、二十三年に小杉から再借受謄写されたものである。焼失を免れた第二、五、八冊には「東京大学法理

- 文学部書庫所蔵」の印が押されていること、小杉が文学部附属の古典講究科に在職していた時期を考えると、当初の九冊は、明治十五（一八八二）年から十八年の間に、小杉から原本を借受して謄写した可能性がある。この九冊本が、『大日本古文書』の底本として使われたのである。
- (25) 『続修東大寺正倉文書』十四古暦の箇所、この箇所の写について問い合わせた、三月二十八日付の佐藤誠一郎の書状が貼付されているので、二十三年の三月あたりに、転写していたことになるのであろうか。
- (26) 庫外流失文書、原本所在不明文書については、註4に記した昭和六十（一九八五）年の国立歴史民俗博物館の図録『正倉院文書展』に詳しい。正倉院文書等が庫外に流失したのは、明治に入ってから浅草文庫の時代であった可能性が指摘されている。東野治之「小杉榎邸旧蔵の正倉院及び法隆寺献納御物」(『古代史論集』下 塙書房 一九八九年)等。
- (27) 『徵古雜抄』にのみあるのは、新島庄園絵図、写経所奉請案、十五冊にのみあるのは、正集三十七⑤(2)裏、続々修四十ノ三②③裏で、他は同じである。なお本稿での断簡の数え方は、史料編纂所刊行の『正倉院文書目録』に従う。
- (28) 小杉本の箱の上書に、「^{地号}影写／寧楽正倉院文書十五／^六杉園珍藏」とある。また一冊毎にはじめに「杉園印」、終わりに「榎邸」印が押されている。また表紙に付箋のあるものがあって、第五、十三冊は、「共九ノ廿三ノ外ニ一」、第一一三、八一十一、十五、十六冊は、「共十五ノ廿三ノ外ニ一」、第四冊のみ、「共十六ノ廿三ノ追加」となっている。廿三は小杉の蔵本の番号と思われる。小杉本は最初は九冊仕立て、ついで十五冊仕立て、最後に「外ニ一」即ち第四冊を組み入れて、十六冊本にしたようである。上書の「十五」もそのための訂正であろう。なお杉園は小杉の号である。
- (29) 『東京国立博物館収蔵品目録』(一九五二年)にも、「東大寺文書 二〇冊 一六四二通 古筆了悦写 影写張込帖 二五・四×五三・〇」云々とある。
- (30) 続修後集に一度入れられて、後に東南院文書に移されたと思われる七帙に該当する断簡には、「六合六ノ六ノ八」の如き書込があり、他の正倉院文書の書込とは異なっている。

- (31) 『改訂内閣文庫蔵書印譜』(一九八一年)によると、「図書局文庫」の朱印は、内務省図書局で明治十五（一八八二）年六月から使用されたもので、図書局は十八年六月に廃止され、図書類は太政官文庫(十七年一月創設)に入れられる。この文庫は、内閣制度の発足とともに、十八年十二月内閣文庫と改称する。「日本政府図書」の印は、内閣文庫で十九年から使用されている。
- (32) 現在は十一冊になっているが、十冊に「止」とある。十一冊には、続々修と東南院文書が数点写されているのみであり、奥書に「右正倉院文書十一ノ昭和二十六年十一月影写了」とあるから、この時十冊本につけ加えられたものと思われる。
- (33) 土田氏は、十冊本の第一冊の表紙裏に鉛筆で「コノ一連ノ影写本ハソノ内容ヨリ推シテ、イハユル大橋本ニ相当スベシ」と書き入れている。
- (34) 淳仁天皇封戸勅、孝謙天皇東大寺堺勅定文、酒人内親王施入帳はいずれも東大寺から東南院文書と一緒に献納された文書である。天皇、内親王の書ということで一冊目の巻首に置かれたのであろう。これらの文書を、本稿では現状とは合わないが、『大日本古文書』に従って、「御物」と表記する。
- (35) 寺岡寿一編集『明治初期の官員録・職員録』六卷(寺岡書洞 一九七六一八一年)等。
- (36) 皆川氏は、「史料編纂掛の所蔵であるため、『史館本』ともよばれたのであろう」とされている。
- (37) 三成は二章のはじめに引用したように、「修史局本或は大橋本と呼んでゐた」云々とし、更に「修史局本には、正集の外に、後に至って整理された続修別集・続修後集や東南院文書と称せられてあるものの一部分が雑然と含まれてゐる」としている。
- (38) 修史局は、明治八（一八七五）—十年までの太政官修史局と十九（一八八六）—二十一年までの内閣臨時修史局があるが、註31の『増補内閣文庫蔵書印譜』によると、この「修史局印」は、内閣臨時修史局のものであることがわかる。
- (39) 大橋本に「不及写」、特に第八—十冊にある「本巻所収皆在成巻文書不須

新写」は、四冊本を作成するに当たったの指示である。「本巻所収」云々の下に「田山」の印が押してあるから、これは田山の指示であったことがわかる。

(40) 皆川氏は、「現在一・四五・六・七のみの欠本である」とされたが、当初から四冊本仕立てであったのである。四五の冊は、殆どが四冊からの写であり、五冊の東南院文書分は、末尾に五点つけ加えられているにすぎない。

(41) 「外山正一」(『近代文学研究叢書』四 昭和女子大学近代文学研究室一九五六年)。

(42) 森統三・中島理寿編『近世人名録集成』一(勉誠社 一九七六年)。

(43) 註35参照。奈良県については、『奈良県行政文書官員黜陟之件』二・三、『官員明細帳』、『奈良県職員録』(奈良県立図書館所蔵)、博物館については、註15参照、宮内省については、『宮内省職員録』(国立公文書館所蔵)に拠る。

(44) 「東大寺のほくら」(『好古雑誌』一ノ五一八 一八八一―一八二二年、後に『大八洲学会雑誌』二十八所収 一八八八年)、なお、これの「稿本正倉院宝庫」一冊が宮内庁書陵部にある。

(45) 『国書総目録』(岩波書店 一九六三年)、森繁夫編・中野莊次補訂『名家伝記資料集成』一(思文閣出版 一九八四年)等に拠る。

(46) 統修二十二は、4の目録まで、変化が見られないが、2の時の「写経生請月借銭解文」は、この時後集二十に見え、統修二十八も変化が見られるから、二十二についての3、4の目録は写し間違いと考えられる。二十も3で変化したと考えたい。

(47) 博物館へ引渡ノ節ノ古目録往来員数

合計式百四拾七本 但破片ハ不算入
五月卅一日請取往来員数
合計式百拾四本

差引古目録ニ引合スレハ
三拾三本不足但外ニ破片廿五本有之

なお「博物館へ引渡ノ節」は、明治八(一八七五)年のことを指していると思われる。

(48) 往来軸計算 十七年六月一日再調現数

一式拾三本 修整古文書ノ分
内式本 破損

一式百貳拾本 未修古文書ノ分
内拾九本 破損
一拾貳本 軸ノミ
内五本 破損

通計 貳百五十五本
内貳拾六本 破損

(49) この九巻の移動について、川副武胤氏は、塵芥から得た一卷とも合わせ、もと東南院文書と同類であって、正倉院古文書入庫とは別に、後のある時期に宝庫に入ったものと考えられた。私は、①この九巻の性質が東南院文書のそれと同じという川副氏の指摘、②統々修、後集分が写されていない東博二十冊本に写があって、註30で述べたように、梓印の中に「六合六ノ六ノ八」等と、他の正倉院文書には見られない記載があること、③4の「東南院古文書目録」の最後に、

以下九點内務省図書局ヨリ引渡之節、正倉院統集古文書後集ノ部ニ書載シ
至第三十八卷 タル処、東南院古文書ニ付、正倉院古文書目録ヲ消除シ、
更ニ東南院古文書目録ノ巻末に附ス、

とあるから、図書寮で東南院文書と断定していること、④浅草文庫で、正倉院文書、東南院文書ともに影写や謄写がなされていたこと等から、川副氏のように、すでにある時期に宝庫に入っていたというより、浅草文庫での整理、副本作製中に、正倉院文書とまじってしまったと考えたい。川副武胤「正倉院文書管見三題」(『戦乱と人物』一九六八年、後に同『日本古代王朝の思想と文化』所収 吉川弘文館 一九七五年)。

(50) 一、二冊が欠けているが、6の『正倉院古文書目録』からすると、

第一類 写経類集 自第一一―一十一 一帙
第二類 経巻歴名 自第十二―十六 一帙
第三類 諸司文書 自第十七―十八 一帙

であったと推定される。なお第八類の最後に、第四十七帙がつけ加えられている。

(51) 「旧第卅六帙第十六卷」とあるのは、4の「未修古文書目録」の第卅六号の十六巻目の「一充紙帳天平十年二月八日始写経 同 二十六枚」にあたる。

(52) 旧の所在は、この他「旧撰出第八巻」、「旧塵芥第七巻」、「末十七ノ四」、「出ノ八」、「芥ノ十」の如く全て記されている。次の6の目録になると、旧の所在についての記載はなくなる。

(53) 内事課本では統々修が四冊に分かれていたが、帝室博物館の原本は三冊となっている。

(54) 目録以外で、「正集」の語の初見は、『大日本古文書』一の解題である。4の目録の原本、即ち図書寮本ではまだ「正集」の語は使われていないことから、明治二十五年以降と考えられる。

(55) 註48参照。

(56) 別集、後集の整理については、皆川氏も註4の皆川論文や図録『正倉院文書展』の中の「正倉院文書について」で同様の見解をとられている。

(57) 註49川副論文。

〔付記〕 本稿は、平成三年三月二十三日、史料編纂所で行われた第五回正倉院文書研究会での発表原稿に手を加えたものである。